

空家の維持管理

公益社団法人大口町コミュニティ・ワークセンターと一般社団法人アクティバルでは、空家をご自身で維持管理できない方のご相談に応じ、次の業務を請け負っています。業務内容や料金など詳細については、各事業所へお問い合わせください。

業務内容

- ▽草刈りおよび庭木等の軽微な剪定、伐採
- ▽空家等の見回りおよび所有者等への状況報告
- ▽その他一般的な軽作業、管理業務

など

問合せ先

- ▽公益社団法人大口町コミュニティ・ワークセンター
大口町下小口六丁目48番地1
☎95-8101
(土曜・日曜・祝日休み)

▽一般社団法人アクティバル

- 大口町伝右二丁目47番地
☎84-2200
(月曜・火曜休み)

問合せ先 まちづくり推進課

- ☎95-1614

無料空家相談会

公益社団法人愛知県宅地建物取引業協会から相談員を派遣していただき、「無料空家相談会」を年5回実施します。空家に関する専門知識が豊富な相談員に、直接個別に相談することができ、空家に関する悩みごとや、お困りごとがございましたら、ぜひこの機会にご相談ください。

相談会への参加は事前予約が必要

ですので、開催日の1週間前までにご連絡ください。

相談日

- 6月17日(水)・9月16日(水)
- 10月31日か11月1日(ふれあいまつりのどちらか)
- 12月2日(水)
- 令和9年2月17日(水)

問合せ先 まちづくり推進課

- ☎95-1614

お願いします！農地の適正管理

農業委員会では「近隣の農地が荒れていて困る」など、毎年多くの相談や苦情を受けています。

農地が荒れたままの状態になると、病害虫や鳥獣被害の発生原因となり、周辺耕作農地に悪影響を及ぼすだけでなく、ゴミを不法投棄される、枯草火災が発生するなどの可能性もあります。

農地等の管理責任は所有される方にありますので、適正管理のために草刈りは、最低年3回(春・夏・秋)おこなうようにしてください。

農業委員会では、町内の2団体と「大口町農地等の適正な管理の推進に関する協定」を締結し、農地等を所有される方から農地等の維持管理に関する相談があった場合に、協定を締結した2団体を紹介しています。作業の依頼は、農地等を所有される方から直接いずれかの団体にしてください。

作業依頼先

- ▽公益社団法人大口町コミュニティ・ワークセンター
☎95-8101

▽一般社団法人アクティバル

- ☎84-2200

問合せ先 農業委員会事務局(まち

- づくり推進課) ☎95-1614



草が生い茂ってしまうと、耕作できる状態に再生することも難しくなってしまいます。